# 第3節

# 国際平和協力活動への取組

# 国際平和協力活動の枠組みなど

### 国際平和協力活動の枠組み

防衛省・自衛隊は、外交活動とも連携しつつ、国際平 和協力活動などに積極的に取り組んでいる。

防衛省・自衛隊が本来任務<sup>1</sup>として行う国際平和協力 活動には、国連平和維持活動(国連PKO)への協力をは じめとする国際平和協力業務、海外の大規模な災害に対 応する国際緊急援助活動、国際平和共同対処事態に際し ての協力支援活動などがある。

国際平和協力活動

■ 参照 図表Ⅲ-3-3-1 (自衛隊による国際平和協力活動)、Ⅱ 部5章5項(国際社会の平和と安定への貢献に関す る枠組み)、資料10(自衛隊の主な行動の要件(国会 承認含む)と武器使用権限など)、資料12(国際平和 協力活動関連法の概要比較)、資料60 (自衛隊が行っ た国際平和協力活動など)

#### 図表Ⅲ-3-3-1

### 自衛隊による国際平和協力活動

#### 国際平和協力業務

[国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律] に基づく活動

### 国際緊急援助活動

「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づく活動

### 諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等

「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する 諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法 律」に基づく活動

#### イラク国家再建に向けた取組への協力

「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支 援活動の実施に関する特別措置法」に基づく活動 (2009年2月終結)

### 国際テロ対応のための活動

「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実 施に関する特別措置法」に基づく活動 (2010年1月終結)

凡例: は限時法、 は恒久法に基づく活動を示す。

## 国際平和協力活動を迅速、的確に 行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むために は、平素から各種体制の整備を進めることが重要である。 このため、陸・海・空自がともに、派遣待機部隊などを 指定し、常続的に待機態勢を維持している。また、国連 本部が各国のPKO派遣にかかる準備状況を具体的に把 握するための国連平和維持活動即応能力登録制度 (PCRS) に施設部隊や司令部要員などのほか、C-2輸送 機やC-130H輸送機を登録している。

国際平和協力活動などにおいて、人員・部隊の安全を 確保し、任務を遂行するため、自衛隊は、派遣先での情 報収集能力や防護能力の強化も進めている。さらに、多 様な任務環境や任務の長期化に対応するため、輸送展開 能力や情報通信能力の向上、円滑かつ持続的な活動のた めの補給や衛生の体制整備にも取り組んでいる。

国際平和協力活動に従事するうえで必要な教育につい ては、陸上総隊隷下の国際活動教育隊において、派遣前 の陸自要員の育成、訓練支援などを行っている。また、 統合幕僚学校の国際平和協力センターでは、国際平和協 力活動などに関する基礎的な講習を行うとともに、国連 PKOなどにおける派遣国部隊指揮官や派遣ミッション 司令部幕僚要員を養成するための専門的な教育を国連標 準の教材や外国人講師も活用して行っている。同セン ターでは、多様化・複雑化する国際平和協力活動の実態 を踏まえ、関係省庁職員、外国軍人に対する教育も行い、 連携・協力の促進や、より効果的な国際平和協力活動に 資することを目指している。

## 派遣部隊に対する福利厚生や メンタルヘルス施策

防衛省・自衛隊では、任務に従事する隊員や隊員家族

自衛隊法第3条に規定される「主たる任務」と「従たる任務」を合わせたもの。「主たる任務」は、わが国の防衛であり、「従たる任務」は、公共の秩序の維持、 重要影響事態に対応して行う活動および国際平和協力活動である。